

院生は必ず、以下の『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』を熟読して下さい。<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf> 以下はその抜粋で、特に人文社会科学系の院生にとって必要最低限の倫理的重要な点を示しています。

科学研究は、私たちを取り巻くさまざまな事象に関して、その成り立ちや理由について真理をとらえて解明したいという、知的な好奇心や探究心からもたらされる活動です。科学研究は多くの先人たちの積み重ねによって発展してきました。科学の成果は私たちの社会生活に欠かせないものとなっており、特に近年では、科学が社会に及ぼす影響は極めて大きなものになっています。このことは科学者にとって誇らしいことであると同時に、大きな責任と期待を担っているということを意味しています。

一方、科学研究をめぐるには、科学の持つ根源的な価値観である「真理の探究」をおろそかにするような事例が残念ながら発生しています。仮にこうした状況が続くようなことがあれば、科学への信頼は傷つき、科学の健全な発展が脅かされることになるでしょう。責任ある科学者は、科学の健全な発展のために、こうした事態に自ら適切に対応していく必要があります。科学研究のあるべき姿や誠実な科学者として身につけておくべき心得についてあらためて認識することが大切です。

### **科学者の責務**

社会における科学者の責務とは何でしょうか。科学者には、その英知をもって新たな発見をしたり、社会が抱えるさまざまな課題を解決してほしいという社会からの期待があります。こうした期待に応えることが一つの責務といえるでしょう。また、その過程において公的な研究資金を使用するケースも多いだけに、そうしたものに込められた社会からの期待についても自覚しておかなくてはなりません。さらに、自分が携わる研究の意義と役割を一般に公開し、かつ積極的に分かりやすく説明すると共に、その研究が人間、社会、環境に及ぼしうる影響や起こしうる変化を、中立性・客観性をもって公表し、社会との建設的な対話を行っていくことが求められています。

科学はさまざまな形で社会に貢献しています。この中で科学者は、自分が生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を持ち、さらに自分の専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する責任を持っています。このため科学者は、常に正直かつ、誠実に判断、そして行動し、自分の専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払うことが求められます。また、科学技術と社会・自然環境との関係を広い視野から理解し、適切に行動することが求められているのです。さらに、科学者の意図に反して研究成果が悪用されるという可能性も、深刻な問題として登場しています。科学者はこの

ような研究の両義性についても認識しておく必要があります。

### 人文・社会科学分野における個人情報などの取扱い

歴史学や社会学などの人文・社会科学においても、個人情報に関わるような領域があります。例えば、未公開の文書史料やインタビュー記録を引用しながら成果を発表する際には、以下のような注意が必要です。

- ・あらかじめインタビューの際に、聴き取りの相手との間に、研究の目的・公開の範囲と形態について、また発表にあたり相手の校閲を受ける必要の有無について、合意を得ておく。
- ・インタビュー記録の引用に際しては、聴き取りの相手の合意を得た範囲内において、相手の名前、役職、インタビュー日時、場所を明確にする。
- ・史料館などで公開されている史料・資料を引用する場合は、史料館名・史料名・史料番号などを明記する。寄託史料で、発表の際には寄託者に草稿を事前に見せ、同意を得ることが条件になっている場合は、その条件を遵守する。
- ・特別の許可を得て、史料・資料の閲覧を個人や企業から許された場合は、どこまで史料・資料そのものとその所在を公表できるのか、個人情報に関わることをどこまで公開できるのかなどについて、事前に合意をとり、その条件を明示する。
- ・史料・資料の引用にあたり、個人の出生・門地・経済状況・死亡(病歴などをも含む)・犯罪歴などの情報については、過去の人物であっても、その子孫や継承者のプライバシーを侵害することのないよう、細心の注意を払う。

### 研究不正行為とは何か

日本だけでなく、世界各国で共通に研究不正にあたる行為として定義されているのは、捏造、改ざんおよび盗用であり、しばしば、**fabrication**(捏造)、**falsification**(改ざん)、**plagiarism**(盗用)のそれぞれの頭文字をとって、**FFP** と呼ばれます。アメリカ連邦規則でもこの三つが研究不正の定義として採用されています。文系では特に盗用が問題になります。

### 盗用の例

著者の発表した研究は著者のオリジナルであり、その内容である情報、アイデア、文章は、著者自身のものであることを前提にしています。この信頼を裏切る行為が「盗用(plagiarism)」です。盗用はオーサーシップの偽りの一つですが、「誠実さ(honesty)」という科学者個人の倫理的資質の欠如を意味するもので、重大な職業倫理違反行為でもあります。また、盗用は著作権法違反として処罰されることもあります。

では、どのようなものが盗用にあたるのでしょうか。他人の論文の多くの部分を適切な引用をせずに自分のものであるかのように転用するのは明らかな盗用ですが、その他にも、例えば、大学の教授が大学院生の未公開の論文を見せてもらい、そのアイデアを自分の論文として公表するというのもアイデアの盗用にあたります。現在ではインターネットの普及によ

り、すでに発表されている論文やウェブサイト上の記載をそのままコピーして論文の文章として転載すること(いわゆる「コピペ」)が容易になったため、盗用が起りやすくなったとも考えられます。人文・社会科学系の研究不正では、捏造、改ざんはあまり多くないのに対して、盗用が大きな問題となっています。また、実験系の研究では、実験手法や使った資料(マテリアル・アンド・メソッド)を記載する際に、既発表の論文から出典を明記せずに用いることも問題となります。なお、元の記述をそのまま用いる場合だけでなく、記述に修正を加えて利用する場合にも、出典を明記する必要があります。

### 出典の明示

他人の研究成果を利用するためには、出典先を明示し、読者がその出典先をあたれるようにしなければなりません。出典を示すことなく、他人の研究成果を利用することは盗用にあたります。出典を示すにあたっては、どの部分が著者によるもので、どの部分が他の科学者によるものか、明確に示さなければなりません。

単に出典先を記載するだけでは不十分な場合もあります。例えば、A が他の著者 B の文章をそのまま使って、その出典だけを注記するにとどめたとすると、その内容についての B のクレジットは確保されますが、その文章そのものの作者が A なのか B なのかは分かりません。他の科学者の文章の一部をそのまま使う場合には、引用符を使ったり、段落を下げたりしてから、出典を明示し、文章自体も B のものであることを分かるようにしなければなりません。

また、文献の窃用だけが盗用ではありません。論文の査読、研究費申請の審査などを通じて、特別に知り得た他人のアイデアや技術を、いわばインサイダー取引のように利用することも盗用にあたります。さらに、公開の講演会で演者が話したアイデアであっても、会場にいた者が断りなく使用すれば盗用にあたる恐れがあります。このような場合には、アイデアの出所がその講演者であることを明らかにしたり、講演者の承諾を得ておくことも賢明な態度です。研究会の場での議論の中で、出てきた理論、アイデアを利用する場合にも、科学者の倫理としては、同じように考えるべきでしょう。

### 研究費の不正使用は絶対にしない、させない

研究費の多くの部分は国民の税金です。決して不正使用してはいけません。教員や先輩、同僚から不正使用への協力を求められたら断りましょう。不正使用の情報があれば大学に通報しましょう。以下を熟読し、何が不正使用にあたるのかを的確に理解して下さい。

- ・大阪大学の公的研究費の不正使用防止への取組

<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/fuseiboushi>

- ・大阪大学研究公正委員会

<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/researchintegrity>